

○国立大学法人宮崎大学学長選考規程

〔平成16年4月1日  
学長選考会議決定〕

改正 平成26年11月19日 平成30年4月13日  
令和4年2月3日 令和5年6月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人（以下「本法人」という。）宮崎大学学長選考・監察会議規程第2条第2項の規定に基づき、学長候補者の選考及び任期に関し必要な事項について定める。

(学長候補者の選考)

第2条 学長候補者の選考は、国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が国立大学法人宮崎大学学長選考細則第2条第1項第3号に定める求めるべき学長像に基づき行う。

(選考時期)

第3条 学長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了する日の1か月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合には速やかに行う。

(選考手続)

第4条 学長選考・監察会議は、別に定める学長候補被推薦者の推薦、学長候補適任者の選出、所信表明及び意向投票により学長候補者を選考する。ただし、現に学長である者が学長候補適任者となり、他に学長候補適任者がいない場合には、所信表明若しくは意向投票又はその両方を実施しないことができる。

(辞退)

第5条 学長候補適任者として選出された者は、選考の途中で辞退することはできない。ただし、学長選考・監察会議がやむを得ない事由があるものとして、その辞退を承認した場合は、この限りではない。

(任期)

第6条 学長の任期は3年とし、再任を妨げない。再任の任期は3年とする。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(公表)

第7条 学長選考・監察会議は、学長選考の公正性、透明性を確保するため、選考過程、選考結果及び選考理由について公表する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本法人の設立時に任命されたものとされる学長の任期は、第7条の定めにかかわらず平成17年9月30日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年11月19日から施行する。
- 2 この規程改正の際現に学長である者の任期は、第6条本文の規定にかかわらず、平成27年9月30日までとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 6 年 10 月 1 日に学長となる者の任期は、令和 9 年 3 月 31 日までとし、引き続き再任される場合であっても 1 回限りとし任期は 3 年とする。
- 3 前項の場合において、この規程の施行の際、現に学長である者が引き続き令和 6 年 10 月 1 日に再任される場合は、任期満了後に再度引き続き再任されることはできない。